

福島県ブランド認証制度品目別認証基準（総桐筆筒）

（目的）

第1条 この基準（以下「認証基準」という。）は、福島県ブランド認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項に基づき、福島県ブランド認証制度「総桐筆筒」の認証に関し必要な基準を定めるものである。

（対象産品）

第2条 福島県ブランドとして認証する総桐筆筒は、福島県伝統的工芸品指定要綱（平成8年12月25日施行）に基づき、知事の指定を受けた事業者が製造した伝統的工芸品であって第4条に掲げる要件を満たすものを厳選、認証するものとする。

（認証申請）

第3条 要綱第6条第1項の規定により、福島県ブランドの認証申請を募集する期間は、別に要項で定めるものとする。

2 前項の規定により認証申請を行う事業者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 福島県ブランド認証制度（総桐筆筒）認証申請書（様式第1号）
- (2) 福島県ブランド認証制度（総桐筆筒）認証申請調書（様式第2号の1～3）
- (3) 福島県ブランド認証制度（総桐筆筒）認証申請に係る誓約書（様式第3号）
- (4) 定款
- (5) 商業登記簿謄本
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 申請数は、一事業者につき一品とする。

（申請要件）

第4条 要綱第6条第2項の規定により、福島県ブランドの認証を受けようとする事業者は、次の各号に適合しなければならない。

- (1) 福島県伝統的工芸品指定要綱に基づき、知事の指定を受けた製造業者であること。（伝統的工芸品製造業者としての適格性）
- (2) 消費者からの意見、問合わせ窓口及び苦情処理体制が整備されていること。（顧客サービス面での信頼性）
- (3) 過去3年に、当該事業者として社会的に顧客等から信頼を失うような法令違反がないこと。（法令遵守）

2 要綱第6条第2項の規定により、福島県ブランドの認証を受けようとするふくしま産品は、次の各号に適合しなければならない。

- (1) 福島県伝統的工芸品指定要綱に基づき、知事の指定を受けた製造工程により製造されたものであること。（製造工程）

- (2) 福島県伝統的工芸品指定要綱に基づき、知事の指定を受けた製造技術又は技法により製造されたものであること。(伝統的技術・技法)
- (3) 衣類を収納、保管するために使用する箱型の筆筒(小物を除く。)であること。(製品の範囲)
- (4) 原材料として使用する木材は、会津地方で伐採・製材された会津桐を100%使用したものであること。(原材料)
- (5) あらかじめ定めた品質検査体制により、一定の品質が確保されたものであること。(品質保証)
- (6) 現在販売している数量を基礎として、5%以上の増産能力(余力)を有すること。(増産能力)

(第一次審査の方法)

第5条 要綱第7条第1項に規定する第一次審査は、企業・商品選考審査調書(様式第4号)により実施することとし、総合得点が65点以上の産品を第一次審査の通過と決定する。

2 企業・商品選考審査は、①経営(製造)方針・姿勢、②申請者の経営状況、③対象商品の製造・販売体制について審査するものとし、必要に応じて面接審査、現地調査を実施するものとする。

3 企業・商品選考審査に対する配点は、次のとおりとする。

①経営(製造)方針・姿勢は80点、②申請者の経営状況は10点、③対象商品の製造・販売体制は10点とする。

(認証審査)

第6条 要綱第7条第2項に規定する認証審査は、前条に規定する第一次審査の結果及び福島県ブランド認証制度(総桐筆筒)最終認証基準調書(様式第5号)に基づき、認証制度委員会において総合的な審査を行うものとする。

2 前項の規定に基づく認証審査の結果、総合得点が70点以上の産品を要綱第8条第1項に規定する認証産品と決定する。

(費用負担)

第7条 本認証基準に基づく審査に必要な申請に要する経費は申請者の負担とする。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年8月31日から施行する。

様式第1号

福島県ブランド認証制度（総桐筆筒）認証申請書

年 月 日

福島県知事

福島県ブランド認証制度品目別認証基準（総桐筆筒）第3条第2項に基づき認証を申請します。

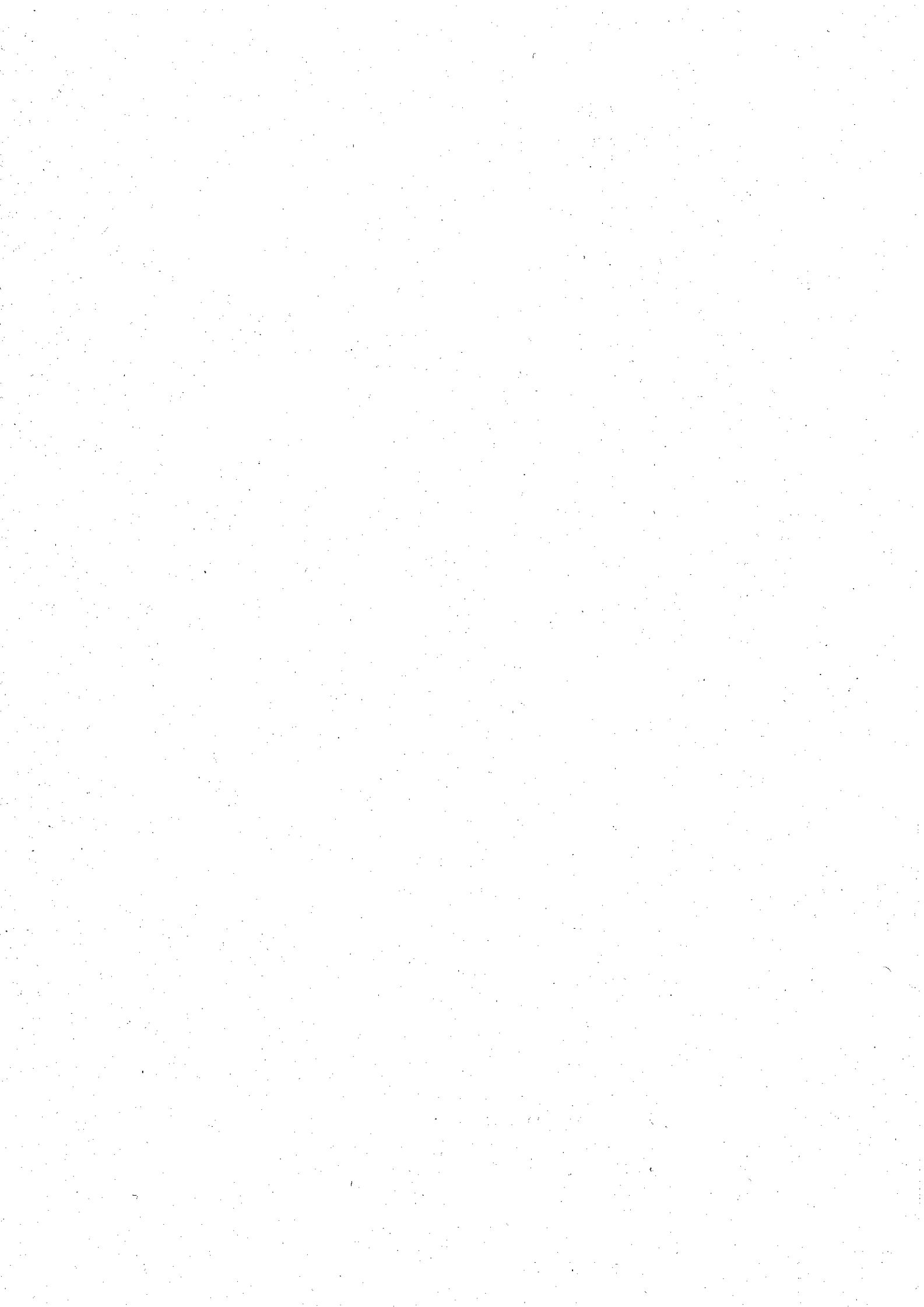
<申請商品>

審査 No

品名			
規格・容量	希望小売価格（税込み）		
商品の特徵・PR			

<企業概要>

ふりがな						
氏名または名称	印					
ふりがな						
代表者の職・氏名						
住所または所在地	〒					
連絡先	電話	-	-	FAX	-	-
ふりがな						
担当者の職・氏名						
企業の沿革	創業	年 月 日			代表者の経歴	
	法人設立					
	資本金	千円				
人員構成	区分	男	女	計	主製造 要設備	
	役員	名	名	名		
	常勤雇用	名	名	名		
	臨時雇用	名	名	名		
	計	名	名	名		
企業概要						



様式第2号の1

福島県ブランド認証制度（総桐筆筒）認証申請調書（その1）

【申請要件に関するチェックリスト】

○事業者要件

（伝統的工芸品製造業者としての適格性） 福島県伝統的工芸品指定要綱に基づき、知事の指定を受けた製造業者である	YES ・ NO
（顧客サービス面での信頼性） 消費者からの意見、問い合わせ窓口及び苦情処理体制が整備されている	YES ・ NO
（法令遵守） 過去3年に、当該事業者として社会的に顧客等から信頼を失うような法令違反がない	YES ・ NO

○商品要件

（製造工程） 福島県伝統的工芸品指定要綱に基づき、知事の指定を受けた製造工程である	YES ・ NO
（伝統的技術・技法） 福島県伝統的工芸品指定要綱に基づき、知事の指定を受けた製造技術又は技法である	YES ・ NO
（製品の範囲） 衣類を収納、保管するために使用する箱型の筆筒（小物を除く。）である	YES ・ NO
（原材料） 原材料として使用する木材は、会津地方で伐採・製材された会津桐を100%使用している	YES ・ NO
（品質保証） あらかじめ定めた品質検査体制により、一定の品質が確保されている（※品質検査基準添付）	YES ・ NO
（増産能力） 現在販売している数量を基礎として、5%以上の増産能力（余力）を有している	YES ・ NO

以上のとおり申請内容に相違ありません。

年 月 日

福島県知事

住所

（組織、団体等の場合は、主たる事業所の所在地）

氏名

印

（組織、団体等の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

様式第2号の2
 福島県ブランド認証制度（総桐筆筒）認証申請調書（その2）

(1) 経営（製造）方針・姿勢

区 分	内 容	
経 営 方 針	※経営理念・方針を詳しく記載してください。	
経営姿勢・意欲	※会社を運営していく上で、意欲的に取り組んでいること、又は注意していることを記載してください。	
顧客サービス体制	※お客様からの苦情・意見に対してどのように対応しているか記載してください。	
法 令 遵 守	※企業倫理（コンプライアンス）について現在の取組みを記載してください。	
経 営 ・ 技 術 の 継 続 性	※経営面、技術面ともに継承できる社内体制（調査、研究、研修制度等）について記載してください。	
環 境 対 策	※社内の環境対策について記載してください。	
主 な 受 賞 ・ 顕 彰 歴 等	有 ・ 無	【賞等の名称・内容・受賞時期等】
その他、特記事項	※その他、特にPRしたいことがあれば記載してください。	

(2) 経営・財務

経 営 指 標	区 分	3 期 前	前々期	前 期	今 期（見込み）
	売上高				
	経常利益				
	自己資本比率				
	納税額				

(3) 申請商品の製造・販売体制

製 造 ・ 販 売 体 制	区 分	3 期 前	前々期	前 期	今 期（見込み）
	製造量				
	販売量				
	販売額				
	製造能力	最大製造能力			
保 有 す る 権 利	有 ・ 無	【権利の種別（商標権、特許権、意匠権）・登録番号等】 「無」の場合今後の予定			

様式第2号の3

福島県ブランド認証制度（総桐筆筒）認証申請調書（その3）

選考対象商品 _____

申請事業者名 _____

1 高品質な产品であること

審査項目	具体的説明
a. 徹底した品質管理体制が整備されているか	
b. 品質を維持するためのメンテナンス体制が確立されているか	

2 市場性・認知性が高いこと

審査項目	具体的説明
a. 全国に向けたPR活動を展開しているか	
b. 県民もある程度ブランド性を認知しており、推奨すべき產品と理解しているか	

3 ふくしまらしさ（自然、素朴、実直）

審査項目	具体的説明
a. 地域資源（自然・文化・歴史等）を十分に生かし、全国に向かってPRできるストーリー性のある商品か	
b. ふくしまをイメージさせる產品づくりに努力しているか	

4 独自性（技術・技法）

審査項目	具体的説明
a. 全国的に優れた技術・技法により生産されているか	
b. アピールすべき独自の技術、技法により生産されているか	
c. 技術の維持・継承に努めているか	
d. 伝統的製造技術を活かしつつ改善に努めているか	

5 環境への配慮

審査項目	具体的説明
a. 原材料の枯渇及び確保に配慮しているか	
b. 環境に配慮した製造方式により製造された產品か	

様式第3号

福島県ブランド認証制度（総桐筆筒）認証申請に係る誓約書

福島県ブランドの認証を受けた際には、福島県ブランド認証制度実施要綱に定める事項を遵守し、福島県ブランドの品位保持に努めるとともに、以下の事項について特に留意することを誓約します。

- 1 原則として、認証製品の流通、販売において、当該認証製品が福島県ブランドとして認定されたものであることを表示すること。
- 2 県内外の消費者及び流通関係者に対して積極的に情報発信を行うことにより、認証品及び福島県ブランドの周知普及に努めること。
- 3 認証製品の出荷量、流通状況及び消費動向については随時把握に努めること。
- 4 認証製品の計画的な製造又は提供及び適正な品質管理並びに関係書類の整理保管に努めること。
- 5 認証製品の製造、流通及び販売等において、当該認定品に係る事故又は苦情等が発生したときは、自らがその責任を負い、当該事故等の解決に向けて誠実に対処すること。

年 月 日

福島県知事

住 所

（組織、団体等の場合は、主たる事業所の所在地）

氏 名

印

（組織、団体等の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

様式第4号

企業・商品選考審査調書

【評価基準】

(1) 経営（製造）方針・姿勢（配点：80点）

区分	審査項目	評価（ポイント）
経営方針	明確な経営方針と県を代表するに足る資質を有する	10・8・6・4・2
経営姿勢・意欲	ブランド認証制度の趣旨を理解し、全国・世界に向けた販路拡大に意欲がある	10・8・6・4・2
顧客サービス体制	お客様窓口など、より具体的にお客様の苦情・意見に対応できる体制がある。（体制の整備度）	10・8・6・4・2
法令遵守	常に法令違反等の発生を防止する体制が整備され企業倫理が高い（コンプライアンス）	10・8・6・4・2
経営・技術の継続性	将来とも持続して経営（製造）可能な後継者育成がなされている	10・8・6・4・2
環境対策	ISO14001の取得など環境に配慮している	10・8・6・4・2
主な受賞・顕彰歴等	【賞等の名称、内容、受賞時期】	10・8・6・4・2
その他、特記事項	その他、特筆すべき事項が優れている	10・8・6・4・2

※採点方法：最良=10、やや良=8、普通=6、やや劣る=4、劣る=2

(2) 経営・財務（配点：10点）

経営指標	区分	3期前	前々期	前期	今期（見込）	評価（ポイント）
	売上高					
	経常利益					
	自己資本比率					
	売上高					

※採点方法：県全体の増減率（県平均）を基準として、増加傾向=10、横ばい=6、減少傾向=2

(3) 申請商品の製造・販売体制（配点：10点）

製造・販売体制	区分	3期前	前々期	前期	今期（見込）	評価（ポイント）
	製造量					
	販売量					
	販売額					
	製造能力	最大製造能力				

保有する権利 有・無 【権利の種類（商標権、特許権、意匠権等）・登録番号等】
「無」の場合の今後の予定

※採点方法：県全体の増減率（県平均）を基準として、増加傾向=10、横ばい=6、減少傾向=2

区分	評価
(1) 経営（製造）方針・姿勢（配点：80点）	
(2) 対象商品の生産状況（配点：10点）	
(3) 申請者の経営状況（配点：10点）	
計	/100

【選考方法】

65点以上	第一次審査通過
65点未満	第一次審査不通過
第一次選考結果	
通過	不通過

様式第5号
福島県ブランド認証制度（総桐筆筒）最終認証基準調書

選考対象商品 _____
 申請事業者名 _____

1 安全・安心で高品質な製品であること（配点：15点）

審査項目	委員審査 評価（ポイント）	付帯説明
a. 徹底した品質管理体制が整備されている	10・8・6・4	
b. 品質を維持するためのメンテナンス体制がされている	5・4・3・2	

2 市場性・認知性が高いこと（配点：20点）

審査項目	委員審査 評価（ポイント）	付帯説明
a. 全国に向けたPR活動を展開している	10・8・6・4	
b. 県民もある程度ブランド性を認知しており、推奨すべき産品と理解している	10・8・6・4	

3 ふくしまらしさ（自然、素材、実直）（配点：20点）

審査項目	委員審査 評価（ポイント）	付帯説明
a. 地域資源（自然・文化・歴史等）を十分に生かし、全国に向かってPRできるストーリー性がある	10・8・6・4	
b. ふくしまをイメージさせる産品づくりに努力している	10・8・6・4	

4 独自性（技術・技法）（配点：30点）

審査項目	委員審査 評価（ポイント）	付帯説明
a. 全国的に優れた技術・技法により生産されている	10・8・6・4	
b. アピールすべき独自の技術、技法により生産されている	10・8・6・4	
c. 技術の維持・継承に努めている	5・4・3・2	
d. 伝統的製造技術を活かしつつ改善に努めている	5・4・3・2	

5 環境への配慮（配点：15点）

審査項目	委員審査 評価（ポイント）	付帯説明
a. 原材料の枯渇及び確保に配慮している	10・8・6・4	
b. 環境に配慮した生産方式により生産されている	5・4・3・2	

※採点方法（全項目共通）：審査項目に合致しているもの=10又は5、
 やや合致しているもの=8又は4、やや不合=6又は3、不合=4又は2

区分	最終評価	【決定方法】	審査過程における委員のコメント
1 安全・安心で高品質な製品であること		70点以上 認証産品	
2 市場性・認知性が高いこと		70点未満 非認証産品	
3 福島らしさ（自然、素材、実直）		最終選考結果	
4 独自性（技術、技法）		認証産品・非認証産品	
5 環境への配慮			
計	／100		